



憲法

問1

次のアからオまでの憲法14条1項に関する記述のうち、最高裁判所の判決の趣旨として明らかに誤っているものはどれか。後記の から までの中から選び、解答欄01にマークしなさい。(配点:5点)

- ア 憲法14条1項は、法の平等な適用のみならず、立法内容の平等をも要求する。
- イ 憲法14条1項は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨である。
- ウ 憲法14条1項後段に列挙された事由は、例示的なものであって、必ずしもそれに限るものではない。
- エ 憲法14条1項後段に列挙された事由に基づく異なる取扱いについては、立証責任が転換され、厳格な審査基準が適用される。
- オ 選挙権の平等は、投票価値の平等を含む。

ア	イ	ウ	エ
オ	なし		



問2

次のアからオまでの記述は、憲法 62 条が規定する国政調査権について述べたものである。明らかに誤っている記述はいくつあるか。後記の から までの中から選び、解答欄 02 にマークしなさい。(配点：5 点)

ア 国政調査権の性質をめぐる独立権能説と補助的権能説との対立は、憲法 41 条の国会の「国権の最高機関性」をめぐる解釈に対応している。

イ 司法権の独立を、他の国家機関が裁判官の裁判活動に対して事実上重大な影響力を及ぼすことの禁止と解すると、裁判内容に対する批判的調査については、判決確定の前後を問わず禁止される。

ウ 検察事務は行政権の作用に属するが、検察権が準司法的性質を有することから、国政調査の「目的」、「対象」、「方法」による限界がある。

エ 憲法 38 条の黙秘権は、国政調査においても保障される。

オ 国政調査権の機能として、国民の知る権利に応えるということが指摘されている。

0	1	2	3
4	5		



問3

次の から までの記述は、衆議院の解散について述べたものである。明らかに誤っているものを選び、解答欄 03 にマークしなさい。(配点：記述ごとに各1点)

解散の実質的決定権の根拠を憲法7条に求めることを否定する学説によれば、天皇の国事行為は本来的にすべて、形式的儀礼的な行為である。

解散の実質的決定権の根拠を議院内閣制に求める学説は、内閣が解散できる場合を憲法69条所定の場合に限定している。

衆議院の解散については、国家機関の間の紛争の解決という機能だけでなく、重要な政策について民意を問うという機能が指摘されている。

衆議院で可決された重要法案が参議院で否決された場合に、内閣が衆議院を解散して民意を問うことは許される。

憲法69条所定の場合ではない解散の合憲性について争われた訴訟で、最高裁判所は、裁量論を理由に裁判所の審査権に服さないとした。



民法

問4

民法総則・物権に関する次の から までの記述のうち、判例の趣旨に照らして、正しいものを選び、解答欄 04 にマークしなさい。(配点：記述ごとに各1点)

信義誠実の原則は、契約の趣旨を解釈する基準とはならない。

年齢20歳をもって、成年とする。したがって、20歳未満が未成年者である。

相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効である。この無効は、善意の第三者に対抗することができない。しかし、第三者の善意についての過失の有無は問わない。

本人が無権代理人を相続した場合において、無権代理人が民法117条により相手方に債務を負担しているときであっても、本人として無権代理行為の追認を拒絶できる地位にあったことを理由にその債務を免れることができる。

相続財産に属する不動産について単独所有権移転の登記をした共同相続人及びその者から単独所有権移転の登記をうけた第三取得者に対し、他の共同相続人は、自己の持分を登記なくしては対抗することができない。



問5

物権・債権に関する次の から までの記述のうち、判例の趣旨に照らして、正しいものを選び、解答欄 05 にマークしなさい。(配点：記述ごとに各1点)

無権利者から動産の譲渡を受けた場合において、譲受人が民法192条によりその所有権を取得するためには、外観上従来の占有状態に変更を生じる占有を取得することを要する。したがって、占有改定の方法による取得をもって足りるが、指図による占有移転をもっては足りない。

各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

土地に設定した抵当権の効力は、地上の樹木(立木法の適用のないもの)に及ばない。

債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。

連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しては、その効力を生じない。



問6

債権・親族・相続に関する次の から までの記述のうち、判例の趣旨に照らして、正しいものを選び、解答欄 06 にマークしなさい。(配点：記述ごとに各1点)

承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなす。

第三者所有の不動産の売買契約において、買主が売主に手付を交付したときは、売主がその不動産を買主に譲渡する前提としてその不動産の所有権を取得し、かつ、自己名義の登記を得た場合であっても、売主は、買主が契約の履行に着手するまでは、手付の倍額を償還して、契約の解除をすることができる。

不法行為による損害賠償についても、債務不履行による損害賠償の範囲についての民法 416 条が類推適用され、特別の事情によって生じた損害については、加害者において、その事情を予見し又は予見することができたときに限り、これを賠償する責任を負う。

成年被後見人が婚姻をするには、その成年後見人の同意を要する。

日常の家事に関する債務の連帯責任について規定する民法 761 条は、夫婦は相互に日常の家事に関する法律行為につき他方を代理する権限を有することを規定しているものと解され、第三者においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当な理由のあるときに限り、民法 110 条の趣旨を類推適用して、その第三者の保護が図られる。



刑 法

問 7

次の【事例】について、学生Aと学生Bが罪数の問題を中心に議論している。これに関して、後記の設問1及び設問2に答えなさい。

【事例】

薬品製造会社社長甲は、自社の製造・販売する革製品用スプレーを使用した消費者からここ数年健康被害の苦情が数多く寄せられてきているにもかかわらず、その原因物質が特定できないことから、製品回収の必要はないとして、取締役会にその旨の提案をし、取締役会は、製品回収をしない旨の決定をした。この決定後に出荷された同製品によって、3年間で1000名の製品使用者に健康被害が生じた。

【議論】

学生A：類似の事件について、ドイツでは、取締役会以後の被害について傷害罪の成立を認め、()とした判例がある。それは、被告人の行為を製品を回収しないという1個の不作为に求めたからである。これに従えば、本事案でも、1000名の傷害罪について()を認めることになる。

学生B：〔 発 言 〕

学生A：〔 発 言 〕

学生B：〔 発 言 〕

学生A：〔 発 言 〕

【発言群】

そのように 継続的に製品を製造・出荷した行為を問題とするにしても、なお()とする余地があるのではないだろうか。水俣病事件に関する最決昭和63年2月29日刑集42巻2号314頁は、工場廃液を流し続けて多数の周辺住民を死傷させた事案で、継続的な1個の過失行為によって引き起こされたものだとし、()を認めているようである。

そうすると、やはり当初の考えのように、製品を回収しないという不作为による構成が()を認めるのに適した考えだといえるのではなかろうか。なお、水俣病事件最高裁判所決定では、()とすることによって、すべての結果について、最終結果の発生時を公訴時効の起算点としているが、公訴時効の起算点を結果発生時に求めるならば、たとえ行為が()であっても、各結果発生時から個別に公訴時効が開始されるとするのが、一貫するのではなかろうか。最高裁判所決定のように、()を理由にすべての結果について同一の公訴時効の起算点を考えるのであれば、行為時を起算点としないといけないだろう。



しかし、製品回収をしないという不作為を傷害の実行行為とみるのは困難である。被害をもたらしたスプレーは、それぞれ異なるときに製造・出荷されたものであり、むしろ問題となる行為は、製品を製造・出荷させ続けたという作為にみるべきではなからうか。そうすると、1000名に対する傷害罪については、()として処理することになる。

水俣病事件最高裁判所決定の論理によれば、酒酔い運転をしながら次々人をはねて、死傷させた場合についても、同様に()にしないといけないはずである。そうすると、道路交通法の酒酔い運転罪との間でも()になるであろう。このような理解は、「1個の行為とは、法的評価をはなれ構成要件的観点を捨象した自然的観察のもとで、行為者の動態が社会的見解上1個のものとの評価をうける場合をいう」として、酒酔い運転が時間的場所的移動を伴うものであるのに対して、人身事故を発生させる行為は、運転継続中における1時点1場所における事象であるとして、()を否定した最大判昭和49年5月29日刑集28巻4号114頁と相容れないであろう。

〔設問1〕

上記の【議論】における学生の発言 から発言 までに入る発言内容を、上記の【発言群】の から までの中から選び、次のとおり解答欄07から10までにマークしなさい。(配点：各1点)

- 発言 → 解答欄 07
- 発言 → 解答欄 08
- 発言 → 解答欄 09
- 発言 → 解答欄 10

〔設問2〕

上記の【議論】及び【発言群】の各発言にある()内には、「観念的競合」又は「併合罪」のいずれかの語句が入る。「観念的競合」が入る回数から「併合罪」が入る回数を引いて得られる数値を、次の から までの中から選び、解答欄11にマークしなさい。(配点：1点)

- 12 10 8 6
- 4 2



問 8

次の【文章】は、法学部4年生であるA、B及びCが、それぞれ異なる理論的立場に立って、新入生Dに刑法の考え方を教えている会話の記録であり、空欄 から までには、それぞれ後記の【語句群】のAからEまでのいずれかの語句が入る。空欄に入る最も適切な語句の組合せは、後記の【組合せ】の から までの中のものか。3つを選び、解答欄12にマークしなさい。(配点：各/点)

【文章】

D 刑法43条の「犯罪の実行に着手」するって、どういう意味ですか。

A ()が発生したことを言うんだ。

B いきなりAさんの立場を説明すると、D君も戸惑うだろう。

C そうだね。それに、「実行に着手」と言うからには、()すなわち()の一部を行うこと、またはそれに接着した行為をすることを言うと考えるべきだろう。

B 僕も、()への着手であることは重視するんだけど、()の内容を結果発生現実的危険性がある行為ととらえるから、Cさんの立場とは多少結論が異なる場合がある。

D どんな違いですか。

B たとえば、僕の立場からは、()に()罪の未遂が成立()とするが……

C 僕の立場からは、成立()と解するわけだ。

D そうすると、BさんとCさんの立場のうち、未遂犯の成立時期が早いのは()の立場、というわけですか。

A 常にそうだ、というわけではない。いわゆるクロロホルム事件のように、殺害行為の前に殺害を容易にするための行為をしたような場合、容易にするための行為の時点で殺人未遂の成立を認めやすいのは()の立場だろう。

D たとえばAさんとBさんの立場の違いって、なぜ生ずるんですか。

A 違法性の本質に関する考え方、さらに遡れば、刑法の機能についての考え方の違いによるのではないかな。国民の()を処罰することにより規範の妥当性を強化するのが刑法の機能だと考えるならば、()に出た時点で処罰するべきであって法益への影響の大小はあまり気にしなくてよい、という考え方に傾くだろう。

B 中止犯において違法性または責任が減少する理由の説明として、()という被害法益側の事情を重視する考え方と、()という行為者側の事情を重視する考え方とがあるようだけれど、()は前者の考え方のようなよね。

A そうだ。積極的な結果防止措置をとらない限り中止したと認められないのはどんな場合であるか、という議論があるけれど、Bさんの言った後者の考え方からは、どちらかと言えば、()か否かを基準とすることになりそうだね。

D ちょっと難しくなったので、続きは次の機会に教えてください。



【語句群】

- | | | | | | |
|---|--------------------------------------|---|-----------|---|--------|
| ア | Aさん | イ | Bさん | ウ | Cさん |
| エ | する | オ | しない | カ | 窃盗 |
| キ | 器物損壊 | ク | 加重逃走 | ケ | 偽造通貨行使 |
| コ | 法益侵害 | サ | 黄金の橋を設置した | | |
| シ | 既遂結果が生ずる具体的危険 | | | | |
| ス | 既遂結果を回避した | | | | |
| セ | 構成要件該当行為 | | | | |
| ソ | 行為規範違反 | | | | |
| タ | 実行行為 | | | | |
| チ | そのまま放置すれば既遂結果が発生し得る状況 | | | | |
| ツ | 他人の家の浴室で発見した指輪を、後日取りに来る意図で壁板の隙間に隠す行為 | | | | |
| テ | およそ人が通れるほどの大きさでないが、ともかく拘禁場の壁に穴を開ける行為 | | | | |
| ト | 学校の教材としてのみ利用する目的で、紙幣を偽造する行為 | | | | |
| ナ | 当初予定していた実行行為をすべてなし終えた | | | | |
| ニ | 規範への立ち返りがあった | | | | |

【組合せ】

- | | | | | | | | | |
|----|----|---|----|----|---|----|----|---|
| シ, | イ, | ナ | チ, | カ, | ニ | タ, | ク, | ニ |
| タ, | エ, | ニ | ト, | ウ, | ソ | カ, | エ, | シ |
| ク, | イ, | ス | エ, | ウ, | タ | エ, | ソ, | ス |
| ウ, | サ, | チ | | | | | | |



問 9

次のアからオまでの各事例における甲について、判例の立場によれば、文末の括弧内の犯罪が成立するときは を、成立しないときは を選び、解答欄 13 から 17 までにマークしなさい。(配点：各 1 点)

ア 甲は、前方交差点の信号が何色かを全く意に介さず、対面の信号が赤であるのに、時速約 20 キロメートルの速度で交差点に進入したところ、時差式信号のためまだ青信号であった対向車線からの右折車と衝突し、運転手に傷害を負わせた。(危険運転致傷罪) (解答欄 13)

イ 甲は、A 宅に侵入し、食器棚の引出しに入っていた A 名義の B 銀行の預金口座のキャッシュカードを窃取した。その際、別の引出しに当該口座の暗証番号らしきメモ書きがあったので、その番号を暗記し、B 銀行の ATM を操作したところ、その番号が通ったので、A の預金口座から自己の預金口座へ 100 万円を振り込む手続きをとり、これにより甲の預金口座の残高が 100 万円増加した。(電子計算機使用詐欺罪) (解答欄 14)

ウ 甲は、ブティック A にて、購入のつもりはないのに、あるかのように装って、試着してみたいと言って、店員 B から商品のワンピース 5 点を受け取り、試着室に入って着替え、その他の衣類は持参した鞆に詰め、店員の間を見て店外へ逃走した。(詐欺罪) (解答欄 15)

エ 戸籍上の氏名が A である有名芸能人甲は、宿泊中のホテル内のレストランで飲食した後、料金をホテル代金とまとめて後で払うようにしてもらうため、レストラン飲食費を確認する売上票に「甲」という氏名を署名として使用し、これをレストランの給仕に交付した。(私文書偽造罪・同行使罪) (解答欄 16)

オ A 県土木部長であった甲は、異動により、A 県住宅供給公社理事長(みなし公務員にあたる職)に就任した後、土木部長時代に多数の工事を落札していた道路舗装業者 B から、理事長就任祝いとして 200 万円を受領した。(事後収賄罪) (解答欄 17)



行政法

問 10

次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らして、正しいものはいくつあるか。
後記の から までの中から選び、解答欄 18 にマークしなさい。(配点：5点)

- ア 複数の当事者の利害にかかわる行政庁の認可は、法令に特段の定めがない限り、行政庁の意思表示がなされた時点で効力を有し、各当事者の認識の有無にはかかわらない。
- イ 地方公共団体は、関係する法律の趣旨・目的・内容・効果に照らして、当該法律に反しない限りで要綱を制定し、私人に対してその効力を及ぼすことができる。
- ウ 裁判官の行為については、その職務の特性から、税務署職員などの一般公務員とは異なる違法性の基準が適用され、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく行為した場合に限って、国家賠償法 1 条による賠償責任が生ずる。
- エ 海浜公園に無断で立てられた看板によって市民が被害を受けたとき、公園管理者たる地方公共団体が必要な規制権限を行使しないことについて著しい不合理があった場合に限って、国家賠償請求をなし得る。
- オ 重大かつ明白な瑕疵がない行政行為（行政処分）の公定力が排除されるのは、不服申立てや取消訴訟を認容（又は一部認容）する判決、裁決又は決定がなされた場合に限られる。

0	1	2	3
4	5		



問 11

国土交通省の出先機関である九州運輸局長（福岡市に所在）が、国土交通大臣から委任を受けて、A鉄道会社（本社は宮崎市に所在）の事業認可申請に対して拒否処分（以下「本件拒否処分」という。）を行った。次のアからオまでの各記述について、正しいときは を、誤っているときは を選び、解答欄 19 から 23 までにマークしなさい。なお、当該事業認可に関する法令において、行政不服審査法や行政事件訴訟法の例外を定める規定は存在しないものとする。（配点：各 1 点）

- ア A 鉄道会社が本件拒否処分に対して不服申立てをする場合には、まず九州運輸局長に対して異議申立てをすることになる。 （解答欄 19）
- イ A 鉄道会社は、本件拒否処分が適法であるとする判決又は決定がなされた場合には、当該判決又は決定の取消訴訟を提起することができる。 （解答欄 20）
- ウ A 鉄道会社が本件拒否処分を訴訟で争う場合には、九州運輸局長を被告として取消訴訟を提起することになる。 （解答欄 21）
- エ A 鉄道会社が本件拒否処分の取消訴訟を提起する場合には、福岡地方裁判所に提訴することができる。 （解答欄 22）
- オ A 鉄道会社は、本件拒否処分の取消訴訟と併せて、当該事業認可の不作为違法確認訴訟を提起することができる。 （解答欄 23）



問 12

行政手続法に関する次の から までの記述のうち、正しいものを選び、解答欄 24 にマークしなさい。(配点：記述ごとに各 1 点)

行政手続法においては受理概念が否定されており、行政庁は申請が事務所に到達したときには遅滞なく審査を開始しなければならないが、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めなければならない。

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、同時に、根拠規定のみならず、その根拠となる理由を提示する必要があるが、この理由の提示は申請者のみならず利害関係人に対しても行わなければならない。

不利益処分をなす場合の意見陳述の方法については、行政庁が許認可の撤回を行うときは、弁明手続が要求される。

行政庁が、一定の額の金銭の納付を命ずるときは、弁明手続を行わなければならない。

聴聞手続が執られるときは、当事者以外の者であっても当該不利益処分がなされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、行政庁に対して文書等の閲覧を求めることができる。



商 法

問 13

次の【第1群】から【第3群】までの記述群は、いずれも株式会社の役員の兼任に関するものである。各群のア、イ及びウの各記述について、正しいときは○を、誤っているときは×を付した場合の組合せは、後記の から までの中のどれか。記述群ごとに選び、解答欄 25 から 27 までにマークしなさい。(配点：各/点)

【第1群】 (解答欄 25)

- ア 定款で取締役の資格を制限する(例えば日本人に限る)ことはできるが、その資格を株主であることとするのは(非公開会社の場合を除き)許されない。
- イ 株主を取締役に選任することは(非公開会社の場合を除き)許されない。
- ウ 部長・工場長などの使用人が取締役を兼務することは(委員会設置会社の場合を除き)認められる。

【第2群】 (解答欄 26)

- ア 取締役と親会社の監査役の兼任はできない。
- イ 取締役と子会社の監査役の兼任はできない。
- ウ 監査役と親会社の会計参与の兼任はできない。

【第3群】 (解答欄 27)

- ア 監査役と会計参与の兼任はできない。
- イ 取締役と子会社の執行役の兼任はできる。
- ウ 取締役と執行役の兼任はできない。

- | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ア | イ | ウ | ア× | イ | ウ | ア | イ× | ウ |
| ア | イ | ウ× | ア× | イ× | ウ | ア× | イ | ウ× |
| ア | イ× | ウ× | ア× | イ× | ウ× | | | |



問 14

次の【第1群】から【第3群】までの記述群は、いずれも株式会社の計算に関するものである。各群のア、イ及びウの各記述について、正しいときは を、誤っているときは×を付した場合の組合せは、後記の から までの中のどれか。記述群ごとに選び、解答欄 28 から 30 までにマークしなさい。(配点：各/点)

【第1群】 (解答欄 28)

- ア 株式会社の会計を会社法が規制する理由は、株主と会社債権者への情報提供と剰余金分配の規制の2つである。
- イ 会社法は、貸借対照表と損益計算書について、原則として株主総会の承認を必要とするが、大会社では、会計監査人の監査報告書に適正意見が付され、かつ、少なくとも1人の監査役が監査報告書に会計監査人の監査の結果を相当であると記載する場合には、株主総会の承認を不要とする。
- ウ 従来、日本では、商法会計・企業会計・税務会計の3つが密接に関連し、それらの間の相違を少なくするように調整がなされてきたが、現在ではむしろ必要な範囲で分離しようとする傾向にある。

【第2群】 (解答欄 29)

- ア 今日、貸借対照表と損益計算書は、日刊新聞紙ではなくインターネットで公開することもできる。
- イ 引当金は、既に支出した費用を次年度以降の負担とするため、利益が平準化され当期の利益が増大する。繰延資産は、逆に、当期の利益を圧迫する。
- ウ 連結計算書類とは、「その会社及びその親会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」をいう。

【第3群】 (解答欄 30)

- ア 分配可能額規制に違反して、分配可能額がないのに(又は分配可能額を超えて)剰余金配当をしたときに、その剰余金配当が有効であることについて、学説は一致してこれを肯定する。
- イ 違法な剰余金配当があった場合、会社は、株主に対して、その善意悪意にかかわらず返還を求めることができる。
- ウ 違法な剰余金配当があった場合、その額の支払をした取締役等は、株主に対して求償することはできない。

- | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ア | イ | ウ | ア× | イ | ウ | ア | イ× | ウ |
| ア | イ | ウ× | ア× | イ× | ウ | ア× | イ | ウ× |
| ア | イ× | ウ× | ア× | イ× | ウ× | | | |



問 15

株式会社の組織再編に関する次のアからケまでの各記述について、正しいときは を、誤っているときは を選び、解答欄 31 から 39 までにマークしなさい。(配点：各/点)

ア 事業譲渡の関係で特別支配会社と認められる譲受会社は、事業の全部の譲渡及び事業の重要な一部の譲渡の場合に、原則として必要な株主総会の特別決議が不要とされる。

(解答欄 31)

イ 合併の存続会社においては、合併対価の額(簿価)が存続会社の純資産額ではなく総資産額の 20% 以下の場合(定款で厳格化可)には、株主総会決議は不要である。

(解答欄 32)

ウ 合併の存続会社が、いわゆる簡易手続要件を満たすことにより、当該合併につき株主総会決議不要とされた場合にも、決議省略に反対する株主が会社法施行規則で具体化される数に達したときは、株主総会決議を省略した手続は認められなくなる。

(解答欄 33)

エ 事業譲渡は、合併、特に吸収合併にその経済実体が類似するが、事業譲渡は組織行為ではなく取引行為であることから、合併に必要な株主総会の特別決議は不要であり、また、反対株主は株式買取請求権を有しない。

(解答欄 34)

オ 会社法の下では「対価柔軟化」といって、存続会社の株式以外のものを交付することも認められる。対価柔軟化の効果の 1 つとして、企業買収が容易化することが挙げられる。

(解答欄 35)

カ 上記オの「対価柔軟化」の別の効果として、少数株主のいわゆる締出しが容易に行われることとなることが考えられる。この点について、会社法は、少数株主に対する正当な補償の内容には合併によって生じるいわゆるシナジーを含まないことを明らかにするために、「決議がなければ有するであろう公正な価格」という文言を株式買取請求権に基づく買取価格に用いている。

(解答欄 36)

キ 合併当事会社がなす会社債権者異議手続について、「知れている債権者」に対して各別になす催告は、官報公告に加えて電子公告をも行った場合には不要となる。

(解答欄 37)

ク 合併手続における会社債権者異議手続により異議を述べた債権者には、当該債権者を害するおそれがないわけではない場合、弁済・担保提供・弁済用財産の信託のいずれかをしなければならない。

(解答欄 38)

ケ 合併手続において、会社債権者異議手続の期間中に異議を述べなかった債権者は、合併を承認したものとみなされる。

(解答欄 39)



民事訴訟法

問 16

次の【文章】は、自分宛に訴状が送達された A が、A の知り合いで弁護士ではないが法律の知識がある B に相談をもちかけた際に交わされた会話の記録である。【文章】中の空欄 40 から 44 までに入る最も適切な語句（同じ番号の空欄には同一の語句が入る。）を、後記の【語句群】の から までの中から選び、解答欄 40 から 44 までにマークしなさい。（配点：各 1 点）

【文章】

A 昨日、私のところに千葉地方裁判所から訴状が郵送されてきました。私が被告とされていて、原告に 300 万円支払えと書かれています。私は何も悪いことはしてないと思うのですが、それでもお金を払わなければいけないのでしょうか。

B 払いたいのですか。

A とんでもない。そもそも原告とされている方を私は知りもしません。

B 知らぬ間に知らない人を傷つけているということもないではないと思いますが、A さんは原告の方に 300 万円を支払う理由はないとお考えなのですね。

A ええ。

B だったら、A さんのおっしゃることが正しいなら、一銭も支払う必要はありませんよ。

A そうですか。よかった。オレオレ詐欺がまだまだ流行っているご時世だし、私も、この訴状は新手の詐欺かなと思いましたよ。じゃあ、ひたすら無視すればいいのですね。

B いや、無視するわけにはいきません。無視していると、やがて、その訴訟で A さんは負けますよ。

A 原告がでたらめを言ってきているのに、ですか。

B それでも、訴状を無視していると、ほぼ確実に A さんは敗訴します。

A なぜですか。

B 訴状を受領したのに被告が何もしないでいると、原告の主張を（ 40 ）したものとみなされるからです。

A 何もしてないのに（ 40 ）した、ですって。おかしくないですか。

B （ 40 ）したのではなく、（ 40 ）したものとみなされた、です。

A その二つは同じことではないのですか。

B 違います。

A どう違うのですか。

B 例えば、敗訴判決に（ 41 ）して、そこではじめて原告の主張を争おうとするときに違いが生じます。前者なら、後から争うには被告側から（ 40 ）が（ 42 ）や、被告の（ 40 ）が錯誤に基づくことの立証などが必要ですが、後者なら、原告の主張を争うと言いさえすればよいのです。



- A 違いがよく分かりませんが、いずれにせよ、放っておくと私は敗訴してしまうのですね。
- B はい。
- A では、敗訴しないためにどうすればよいかを教えてください。
- B いや、私にはAさんの事情が良く分かりませんので、必ず敗訴しないと断言することはできません。
- A でも 私が何もしないとほぼ確実に敗訴なのでしょう。なんとかならないでしょうか。
- B 大変申し訳ないですが、「なんとかならないでしょうか」と言われても、それだけでは私もどう助言してよいか分かりませんよ。あくまでも訴訟で勝ちたいのですか。それとも、なるべくお金を払わなくて済むようにしたいのですか。
- A ごめんなさい、質問の意味が分かりません。勝訴しようとするのと、お金を払わないようにすることは、同じことではないのですか。
- B 残念ながら常に同じというわけではありません。確かに、優秀な弁護士さんに代理人になってもらえば勝訴する確率は高まるかもしれませんが、(43), 弁護士さんの報酬を依頼者が負担しなければならないからです。
- A でも およそ訴訟をするためには、弁護士さんに必ず依頼しなければならないのでしょうか。
- B いや、弁護士なしでも訴訟追行は可能ですよ。
- A そうですか。では、Bさん、私の代理人になってくださいませんか。お金、1,2万円くらいなら、お礼に差し上げます。
- B それはできません。民事訴訟法中に(44)が規定されています。私がAさんの訴訟代理人になることはできません。
- A そうですか。それは残念です。

【語句群】

依頼者が勝訴しても

依頼者が敗訴した場合に限ってですが

依頼者に一定以上の収入がある場合

真実でないこと

相手方当事者の依頼によるものであること

訴訟の勝敗を決定的に左右すること

上告

控訴

抗告

認諾

自白

弁護士強制主義

非弁行為

懲戒事由

弁護士代理原則



問 17

次の【文章】は、問 16 に引き続く A 及び B の会話の記録である。【文章】中の空欄 45 及び 46 に入る最も適切な語句（同じ番号の空欄には同一の語句が入る。）を後記の【語句群】の から までの中から選び、解答欄 45 及び 46 にマークしなさい。（配点：各 / 点）

【文章】

- A では、弁護士さんに依頼せず、自力で訴訟をしてみます。しかし、困ったことがあります。最初の期日として、第 1 回口頭弁論期日がちょうど 1 週間後の午前 10 時とされていて、裁判所に呼び出されているのですが、その日時には、高校時代の級友と旅行することになっているのです。なんとかならないでしょうか。
- B その「なんとかならないでしょうか」と言われても、それだけでは私もどう助言してよいか分かりません。どうしたいのですか。
- A さしあたっては、その期日を後ろにずらしてほしいのです。
- B では、期日の変更を裁判所に申し立てたらいかがですか。
- A 期日の変更というものを申し立てさえすれば、期日をずらしていただけるのですか。
- B 確かに期日を変更するためには、(45) という方法があります。
- A その方法は私のケースでは難しくないでしょうか。その他に、期日に出席したことにする方法はありませんか。もちろん、弁護士さんを依頼するという方法はなしですよ。
- B まあ、訴状に記された原告の主張を争う旨の答弁書を提出すればよいと思いますよ。
- A 原告の主張を争う旨の答弁書を提出しさえすれば、第 1 回口頭弁論期日を欠席してもよいのですか。
- B よいとは言いませんが、直ちに敗訴判決を受けるという事態は避けられるはずですよ。なぜなら、答弁書が提出されると、(46) からです。
- A それでは、答弁書を提出すれば、そもそも第 1 回口頭弁論期日に裁判所に出向く意味なんてないじゃないですか。
- B そう言えるかもしれません。しかし、第 1 回口頭弁論期日に出頭しないと、次回期日も A さんの都合はおかまいなしで決められてしまうことになりかねません。その際、(45) という方法で期日の変更を求めることは、もはやできません。
- A そうですか。では、やはり念のため、答弁書提出と期日の変更の申立てを並行して行うことにします。

【語句群】

- 期日の変更につき相手方の同意を得る
- 期日の変更申立てにつき相手方にあらかじめ通知する
- 一定の保証を立てる
- 顕著な事由が存することを明らかにする
- 引き続き実施される争点及び証拠の整理手続の選択権が被告に与えられる



答弁書に記された内容を被告が陳述したものとみなされる
次回期日の開催を裁判所に求める権利が被告に与えられる
訴状記載事実以外の原告による主張を妨げる



問 18

次の【文章】は、土地管轄の規律とその個別的修正に関するものである。【文章】中の空欄 47 から 55 までに入る最も適した語句（同じ番号の空欄には同一の語句が入る。）を、後記の【語句群】の から までの中から選び、解答欄 47 から 55 までにマークしなさい。（配点：各/点）

【文章】

裁判籍の種類には、事件の種類・内容を問わず一般的に認められる（ 47 ）と、限定された種類・内容の事件についてのみ認められる（ 48 ）がある。（ 47 ）は、原則として、（ 49 ）の住所を基準に決せられる。これに対し、（ 48 ）には、様々なものがあり、そのことが（ 47 ）による（ 49 ）保護の趣旨を弱めている側面が存する。例えば、財産上の訴えについては（ 50 ）に裁判籍が認められるが、民法 484 条が（ 51 ）の原則をとっているので、（ 52 ）の住所地の裁判所に管轄が認められやすくなり、このことから、（ 49 ）の住所を管轄する裁判所への提訴が容易に回避され得る。

もちろん、以上のような不都合を是正するために、当事者間で協議して、あらかじめ第一審の管轄について合意しておくことができる。その際、合意は（ 53 ）でなされなければならない。しかし、保険契約やクレジット契約などでは、しばしば（ 54 ）に合意管轄条項が組み込まれ、むしろ企業側にのみ有利な合意管轄が認められることとなり、問題も少なくない。

このような管轄についての様々な不都合を是正するために、（ 49 ）は、（ 55 ）を申し立てることができ、管轄権を有する裁判所に対する申立てであっても（ 55 ）が認められる場合がある。

【語句群】

忌避	除斥	普通裁判籍
特別裁判籍	併合裁判籍	口頭
書面	原告	被告
移送	義務履行地	不法行為地
持参債務	取立債務	約款



刑事訴訟法

問 19

次の から までの記述のうち、正しいものを選び、解答欄 56 にマークしなさい。(配点：記述ごとに各 1 点)

司法警察員が被疑者を逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げた上、弁解の機会を与えなければならない。

検察官は、司法警察員から送致された被疑者を受け取り、留置の必要があると思料するときは、司法警察員が検察官に送致した時から 24 時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由(住居不定、罪証隠滅のおそれ又は逃亡のおそれ)がある場合でも、勾留が認められないことがある。

被疑者の勾留の期間の延長は、通じて 10 日を超えない限り、複数回の延長が許される。

死体遺棄の容疑で逮捕された被疑者を殺人の容疑で再度逮捕することは、いわゆる再逮捕に当たるから、原則として許されない。



問 20

次のアからオまでの各記述について、判例に照らして、搜索差押えに伴う「必要な処分」(刑事訴訟法 111 条)又は検証に伴う「必要な処分」(刑事訴訟法 129 条)に当たるとして認められるものには を、認められないものには を選び、解答欄 57 から 61 までにマークしなさい。(配点：各/点)

ア 被疑者が宿泊しているホテル客室に対する搜索差押許可状を執行するに当たり、差押対象物件である覚せい剤を短時間のうちに破棄隠匿されるおそれがある場合に、搜索差押許可状の呈示に先立って警察官らがホテル客室のドアをマスターキーで開けて入室すること。(解答欄 57)

イ フロッピーディスク百数枚の中に被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性が認められる場合において、そのような情報が実際に記録されているかを搜索差押えの現場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときに、内容を確認せずにすべてのフロッピーディスクをその現場から運び出し、警察署でその内容を確認すること。(解答欄 58)

ウ 逮捕現場付近の状況に照らして、被疑者の名誉等を害し、被疑者らの抵抗による混乱を生じ、又は現場付近の交通を妨げるおそれがあるなどの事情のため、逮捕した被疑者の身体又は所持品の搜索差押えをその場で直ちに実施することが適当でないときは、速やかに被疑者を搜索差押えの実施に適する最寄りの場所まで連行した上でこれらの処分を実施すること。(解答欄 59)

エ 平成 11 年法律第 138 号によって刑事訴訟法 222 条の 2 が追加される以前において、検証許可状によって電話による通話内容を傍受する場合、捜査機関が、電話傍受の実施中、同許可状記載の傍受すべき通話に該当するかどうか明らかでない通話について、その判断に必要な限度で、当該通話の傍受をすること。(解答欄 60)

オ 強制採尿令状の執行に当たり、身柄を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合に、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行すること。(解答欄 61)



問 21

判例は、自白に補強証拠が必要とされるのは、自白の信用性を補充強化することによって誤判を防止するためである、という見解に立っているとされる。次のアからカまでの記述について、この見解と最も適合しないものの組合せを、後記の から までの中から選び、解答欄 62 にマークしなさい。(配点：3点)

ア 被告人本人の自白だけを唯一の証拠として犯罪事実全部を肯認することができる場合であっても、補強証拠が必要である。

イ 自白の信用性の程度にかかわらず、常に一定程度の補強証拠が必要である。

ウ 道路交通法違反事件では、免許停止処分を免れるために無免許であるとの虚偽の自白がなされる場合が多いから、無免許である点について補強証拠が必要とされる。

エ 道路交通法違反である無免許運転の事件で、無免許であることについては警察庁に問い合わせをすればすぐに確認できるのであるから、無免許である点について補強証拠が必要とされる。

オ 覚せい剤取締法違反事件で、法定の除外事由に当たらないとの虚偽の自白をすることは通常予想されないから、法定の除外事由に当たらないことについての補強証拠は不要である。

カ 強盗の実行共同正犯の事案において、被告人と他の共犯者との間の強盗の意思連絡については、補強証拠がなくてもよい。

アエ

イオ

ウカ

イエ

オカ